
令和2年度
スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

令和3年3月

contents

1 都共済のステュワードシップ活動について

- (1) ステュワードシップ活動の概要 3
- (2) これまでのステュワードシップ活動の経緯 4
- (3) 令和2年度の主な取組み 5

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

- (1) 議決権行使結果
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 7
 - ② 経過的長期給付組合積立金 9
- (2) 議案内容毎の行使事例 11
- (3) 株主議決権の個別開示 14

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

- (1) エンゲージメント活動件数
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 15
 - ② 経過的長期給付組合積立金 17
- (2) プロセスの自己評価と今後の課題 19
- (3) 特徴的な取組み 20
- (4) 対話内容と成果 21

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

- (1) 議決権行使結果
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 23
 - ② 経過的長期給付組合積立 25
- (2) 議案内容毎の行使事例 27

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

- (1) エンゲージメント活動件数
 - ① 厚生年金保険給付組合積立金 29
 - ② 経過的長期給付組合積立金 31
- (2) 対話内容と成果 33

6 令和2年度の取り組みの総括

- (1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項 35
- (2) 日本版スチュワードシップ・コード（再改訂版）について 37

7 今後の取り組み 38

8 資料集

- (1) スチュワードシップ活動に関する方針 39
- (2) 令和2年度 スチュワードシップ活動に関する質問票 44

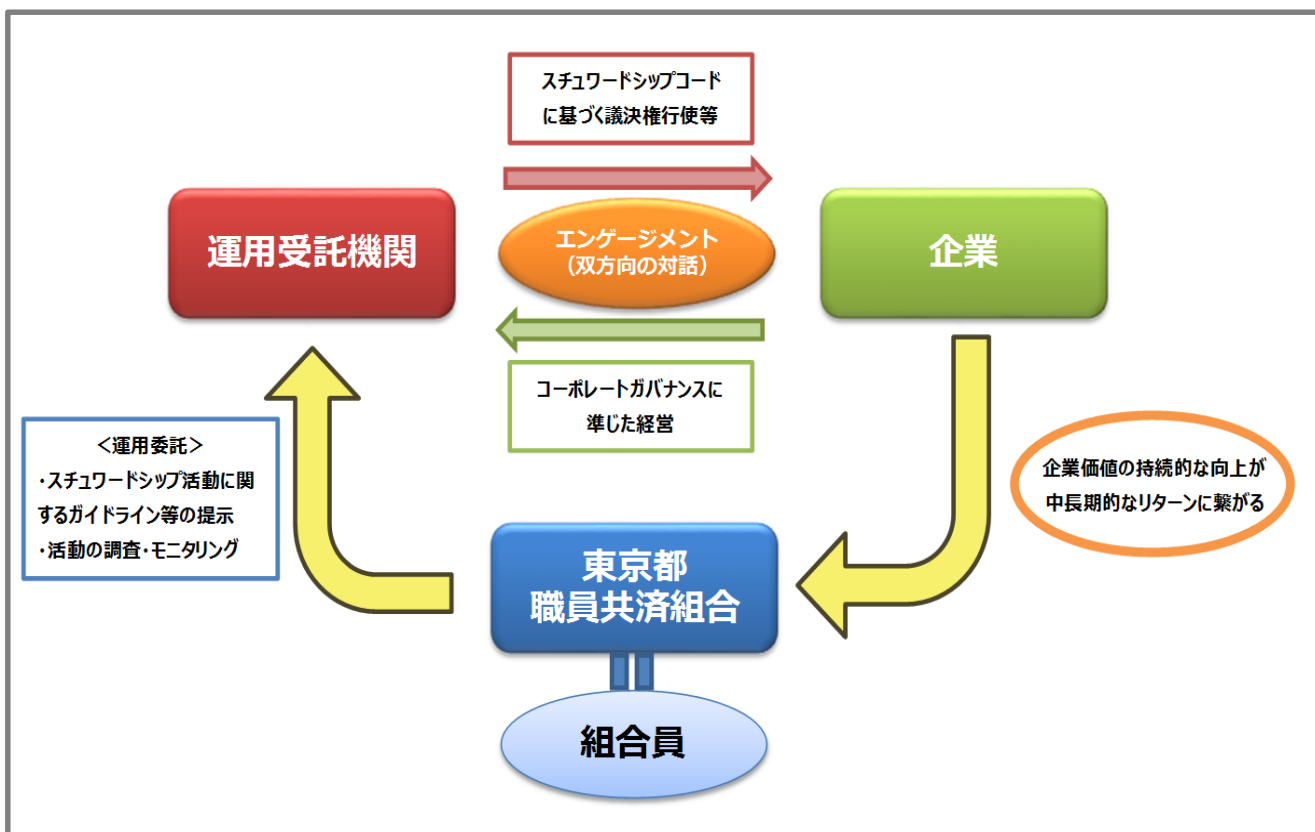
1 都共済のステュワードシップ活動について

(1) ステュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動のことを言います。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する機関をいう。）を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することで、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務（コーポレートガバナンス）の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定し、その原則の趣旨に従い、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン」を制定し、都共済は運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

都共済が実施したこれまでのスチュワードシップ活動の経緯と令和2年度の活動について、以下のとおり公表します。

（2）これまでのスチュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取り組みを行ってきました。

	取り組み内容
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の制定
	「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版スチュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用
令和2年9月	「日本版スチュワードシップ・コード(再改訂版)」の受け入れを表明

(3) 令和2年度の主な取り組み

都共済は、令和2年度のステュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及びヒアリングを行い、運用受託機関の取り組み状況を確認するとともに、取り組みを進める上での課題や問題点等について意見交換を実施しました。

なお、新型コロナウイルスの影響を考慮し、今年度の運用受託機関へのヒアリングにつきましては、対面形式ではなくメールや電話等にて実施しました。

令和2年度における主な取り組み内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和2年7月	「株式運用受託機関」 ・国内株式9社 ・外国株式3社	<ul style="list-style-type: none"> ・都共済のガイドラインと各社のガイドラインの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
ステュワードシップ活動の実施状況調査			<ul style="list-style-type: none"> ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等
運用受託機関への個別ヒアリング	適宜		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度について、運用受託機関（国内株式9社・外国株式3社）から議決権の行使結果や管理・運用体制等の報告を受けるとともに、ヒアリング等を通じて、都共済の「株主議決権行使ガイドライン」に基づき、各機関が適切にスチュワードシップ活動に取り組んでいることを確認しました。

議決権の行使にあたっては、具体的に次の項目について基準を設け、運用受託機関に適切な行使を求めています。

・取締役会の構造	・増減資等の資本政策
・取締役の選任	・定款変更
・監査役の選任	・株主提案
・役員報酬等	・反社会的行為
・剰余金の処分	・敵対的買収防衛策
・組織再編等	

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関5社を通じて、平成31年4月～令和2年3月に決算を迎えた企業延べ2,705社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ9,277議案で、前年度（7,522議案）から大きく増加しました。

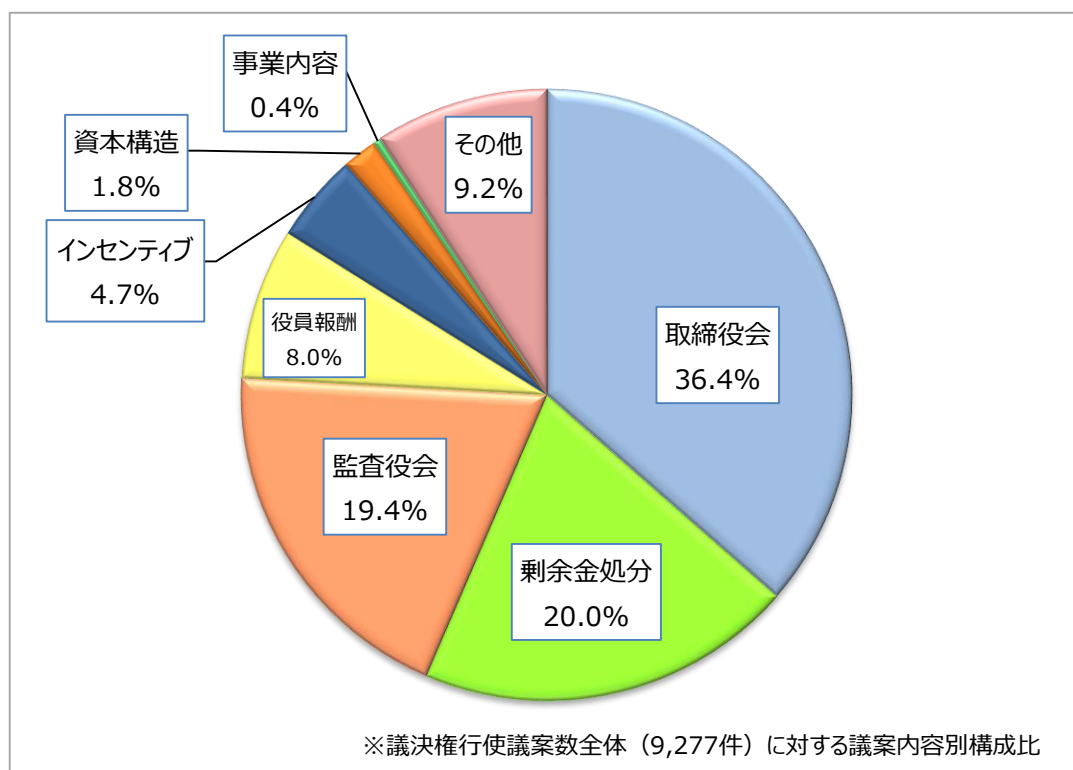
全9,277議案のうち、反対行使は2,295議案、反対比率は24.7%（前年度比-0.3ポイント）でした。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付積立金） 対象：平成31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	9,277	100.0%	6,982	75.3%	2,295	24.7%	25.0%
うち会社提案に関するもの	8,996	97.0%	6,950	77.3%	2,046	22.7%	23.8%
うち株主提案に関するもの	281	3.0%	32	11.4%	249	88.6%	89.6%
内訳	9,277	100.0%	6,982	75.3%	2,295	24.7%	25.0%
取締役会・取締役に関する議案	3,380	36.4%	2,103	62.2%	1,277	37.8%	37.4%
監査役会・監査役に関する議案	1,801	19.4%	1,394	77.4%	407	22.6%	26.0%
役員報酬等に関する議案	743	8.0%	531	71.5%	212	28.5%	35.5%
剰余金の処分にに関する議案	1,858	20.0%	1,829	98.4%	29	1.6%	4.0%
資本構造に関する議案	171	1.8%	49	28.7%	122	71.3%	51.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	125	1.3%	14	11.2%	111	88.8%	55.4%
うち増減資に関するもの	7	0.1%	7	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	16	0.2%	11	68.8%	5	31.3%	25.0%
うち自己株式取得に関するもの	10	0.1%	4	40.0%	6	60.0%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	36	0.4%	36	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	439	4.7%	395	90.0%	44	10.0%	17.1%
その他議案	849	9.2%	645	76.0%	204	24.0%	16.5%

厚生年金保険給付組合積立金 議案内容別構成比



② 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付調整積立では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、平成31年4月～令和2年3月に決算を迎えた企業延べ2,254社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ7,636議案で、前年度（7,549議案）から増加しました。

全7,636議案のうち、反対行使は1,890議案、反対比率は24.8%（前年度比-2.5ポイント）でした。

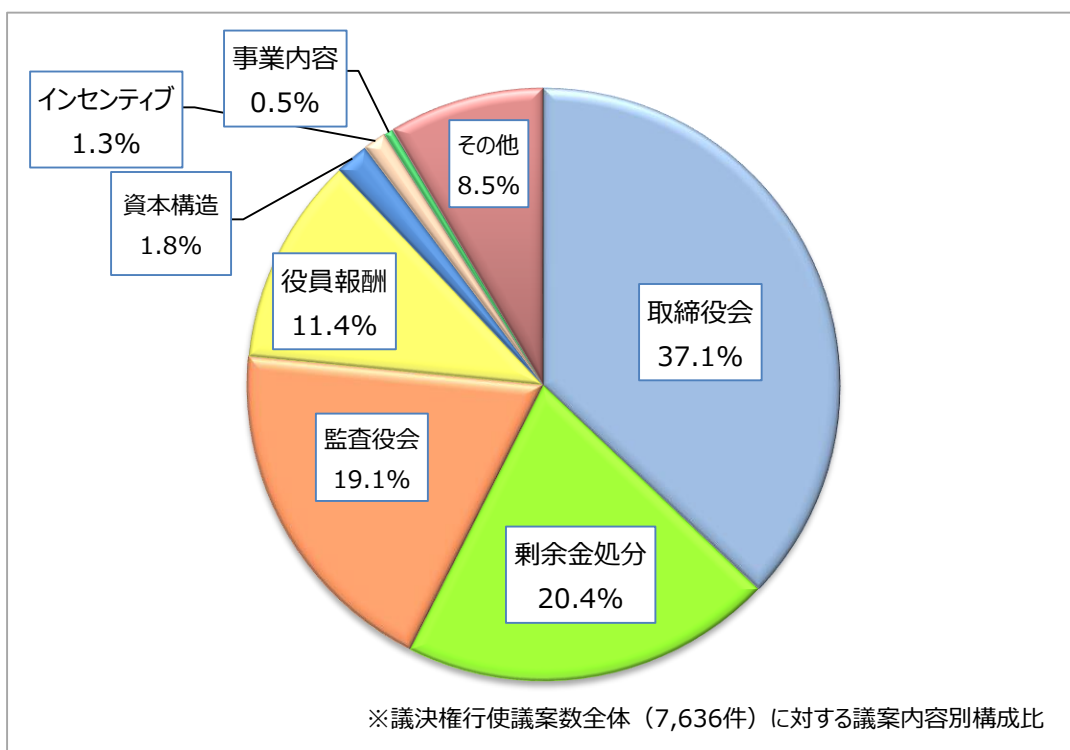
なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金）

対象：平成31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	7,636	100.0%	5,746	75.2%	1,890	24.8%	27.3%
うち会社提案に関するもの	7,446	97.5%	5,724	76.9%	1,722	23.1%	26.1%
うち株主提案に関するもの	190	2.5%	22	11.6%	168	88.4%	92.7%
内訳	7,636	100.0%	5,746	75.2%	1,890	24.8%	27.3%
取締役会・取締役に関する議案	2,831	37.1%	1,695	59.9%	1,136	40.1%	43.5%
監査役会・監査役に関する議案	1,458	19.1%	1,200	82.3%	258	17.7%	22.4%
役員報酬等に関する議案	869	11.4%	642	73.9%	227	26.1%	31.6%
剰余金の処分に関する議案	1,556	20.4%	1,536	98.7%	20	1.3%	5.1%
資本構造に関する議案	139	1.8%	45	32.4%	94	67.6%	64.2%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	95	1.2%	8	8.4%	87	91.6%	91.7%
うち増減資に関するもの	8	0.1%	8	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	10	0.1%	10	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	8	0.1%	1	12.5%	7	87.5%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	37	0.5%	37	100.0%	0	0.0%	1.9%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	97	1.3%	79	81.4%	18	18.6%	32.0%
その他議案	649	8.5%	512	78.9%	137	21.1%	17.0%

経過的長期給付組合積立金 議案内容別構成比



（２）議案内容毎の行使事例（国内株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

独立社外取締役の在り方や企業業績に関連するものが、議案の主なテーマになっています。企業ガバナンスを考慮した結果、反対比率も比較的高いものとなりました。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆社外取締役の独立性が不十分であると判断したため
- ◆社外取締役の取締役会への出席率が基準に満たないため
- ◆業績基準（ROE）に抵触したため
- ◆社外取締役の定数が不十分であると判断したため
- ◆政策保有株式の保有割合が過大であるため

② 監査役会・監査役に関する議案

監査役の独立性に関する反対行使事例が大半を占めています。

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆監査役候補者の独立性が不十分であると判断したため
- ◆社外監査役の在任期間に問題があると判断したため
- ◆監査役の取締役会・監査役会への出席率に問題あるため

③ 役員報酬等に関する議案

報酬内容の妥当性判断に関する反対事例が多く見られました。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆業績基準が未達ながら報酬額の増額としていたため
- ◆対象者に社外取締役・監査役が含まれているため
- ◆退職慰労金の金額が非開示のため

④ 剰余金の処分に関する議案

配当の在り方が主なテーマとなっております。反対比率は低いものとなりました。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆株主還元策が不十分であると判断したため
- ◆ROEが基準値未滿ため
- ◆赤字経営が続く中での配当実施が不適當であると判断したため

⑤ 資本構造に関する議案

買収防衛策関連の議案に対する反対事例が多く見受けられました。株主価値を考慮した結果、高い反対比率となっております。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆買収防衛策の継続が株主価値の毀損に繋がると判断したため
- ◆自己株式の処分方法について疑義があったため
- ◆買収防衛策について、独立性基準を満たす社外取締役を過半数設置していなかったため

⑥ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

ストックオプションに関連する反対行使事例が主なものとなっております。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ストックオプションの発行に伴う希薄化率が基準値を超えるため
- ◆ストックオプションについて、行使可能期間の設定が不適切であるため
- ◆支給対象者に不適切な者が含まれるため

⑦ その他議案

その他議案に関連する主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆一般社団法人への自己株拋出について、拋出方針が不明であったため
- ◆取締役の人数が基準値を超えるため
- ◆株主に対する情報提供要請の運用が恣意的に行われるおそれがあるため

(3) 株主議決権の個別開示

- 都共済は、運用受託機関に個別の企業及び議案ごとの議決権行使の結果について公表するように求めています。
- 都共済は、国内株式の運用受託機関全9社（令和2年3月末時点）に対して、行使結果の個別開示を要請しております。なお全ての運用受託機関がホームページにて議決権行使の状況を公表していることを確認しました。

(社名：50音順)

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
アセットマネジメントone株式会社	http://www.am-one.co.jp/company/voting/
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社	https://www.eastspring.co.jp/about-us/our-policy/voting-rights
S O M P Oアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship_report.html
野村アセットマネジメント株式会社	https://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility_investment/vote.html
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントone株式会社)	https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html
三井住友信託銀行株式会社 (三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社)	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.daiwasbi.co.jp/company/guideline/index.html

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

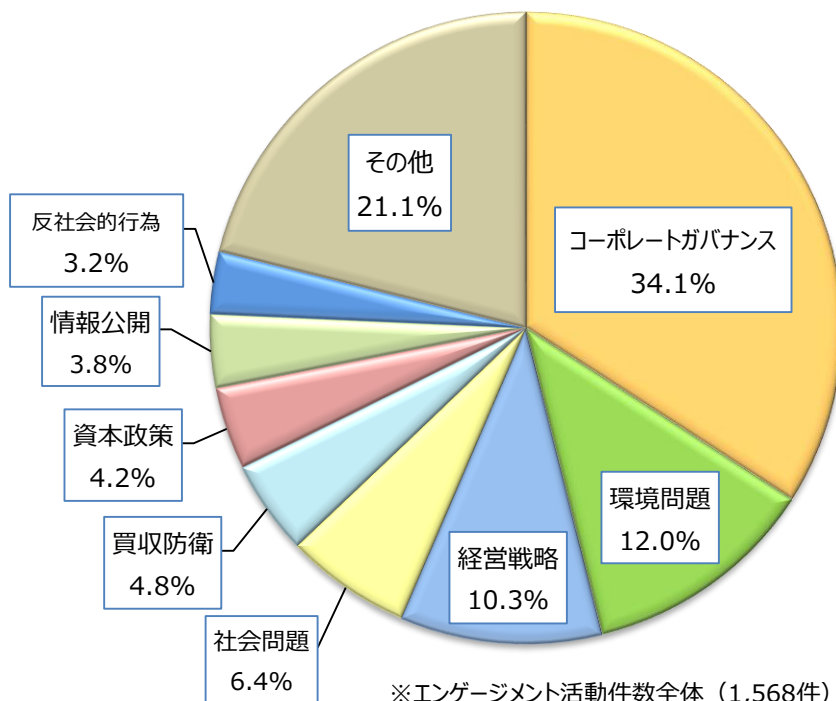
- ・ 厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ565社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,568件で前年度から+11.1%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は344件で、全体の21.9%となりました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が535件と全体の34.1%を占めました。
- ・ 前年度比で環境問題関連、社会問題関連の件数が減少し、その他の項目が増加している理由は採用するファンドで集計区分の変更があったためです。

エンゲージメント活動件数（対象：平成31年4月～令和2年3月）

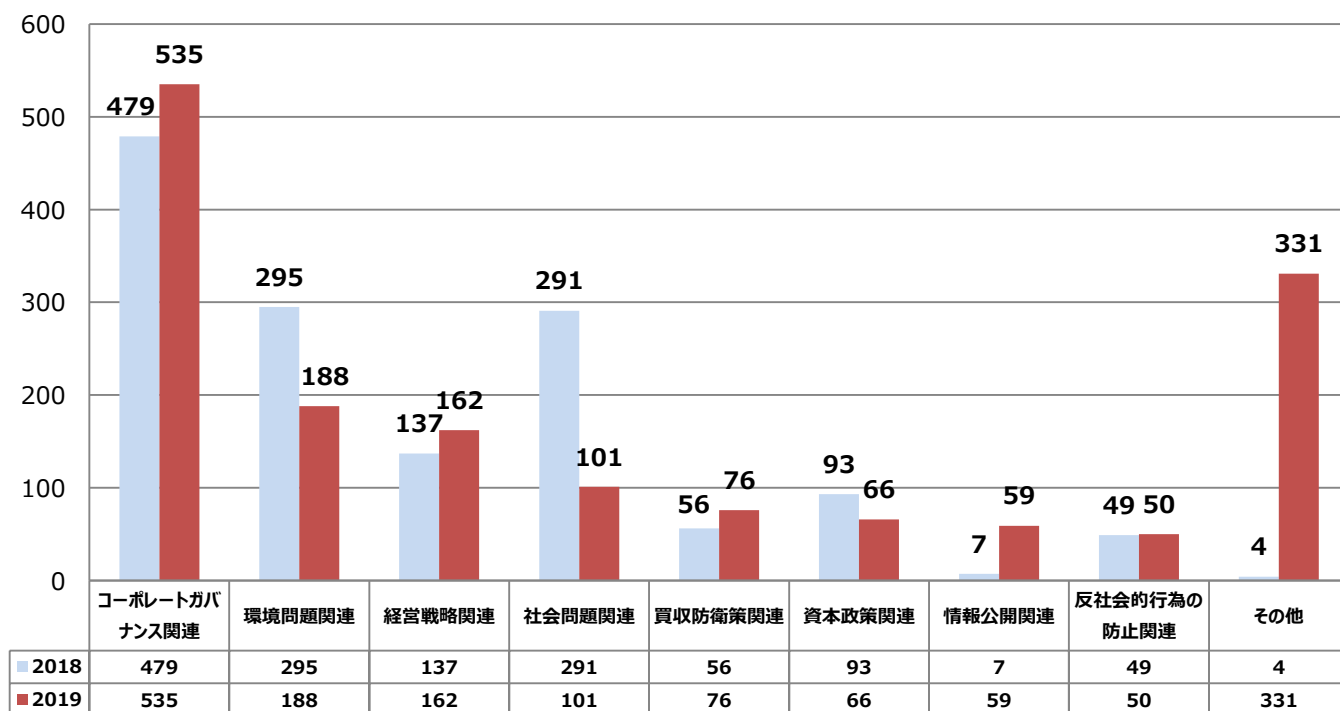
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話	
	構成比	比率	比率	比率		
資本政策関連	66	4.2%	21	31.8%	0	0.0%
経営戦略関連	162	10.3%	63	38.9%	1	0.6%
環境問題関連	188	12.0%	40	21.3%	0	0.0%
社会問題関連	101	6.4%	23	22.8%	0	0.0%
コーポレートガバナンス関連	535	34.1%	107	20.0%	4	0.7%
買収防衛策関連	76	4.8%	16	21.1%	1	1.3%
情報公開関連	59	3.8%	19	32.2%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	50	3.2%	10	20.0%	0	0.0%
その他	331	21.1%	45	13.6%	1	0.3%
総計	1,568	100.0%	344	21.9%	7	0.4%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞

対象：平成31年4月～令和2年3月



エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



② 経過的長期給付組合積立金

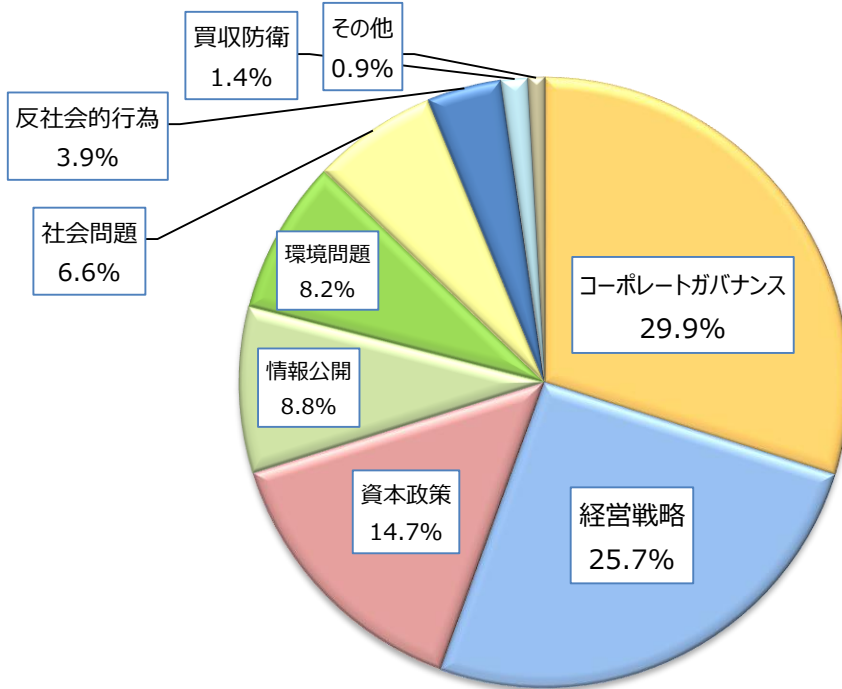
- ・ 経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ417社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,372件で前年度比-1.5%でした。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は391件で、全体の28.5%となりました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、コーポレートガバナンスに関する対話が410件、経営戦略に関する対話が352件と合わせて全体の半数以上を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成31年4月～令和2年3月）

対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話	
			件数	比率	件数	比率
資本政策関連	201	14.7%	45	22.4%	0	0.0%
経営戦略関連	352	25.7%	169	48.0%	1	0.3%
環境問題関連	112	8.2%	24	21.4%	1	0.9%
社会問題関連	91	6.6%	32	35.2%	1	1.1%
コーポレートガバナンス関連	410	29.9%	98	23.9%	9	2.2%
買収防衛策関連	19	1.4%	2	10.5%	1	5.3%
情報公開関連	121	8.8%	18	14.9%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	54	3.9%	2	3.7%	1	1.9%
その他	12	0.9%	1	8.3%	1	8.3%
総計	1,372	100.0%	391	28.5%	15	1.1%

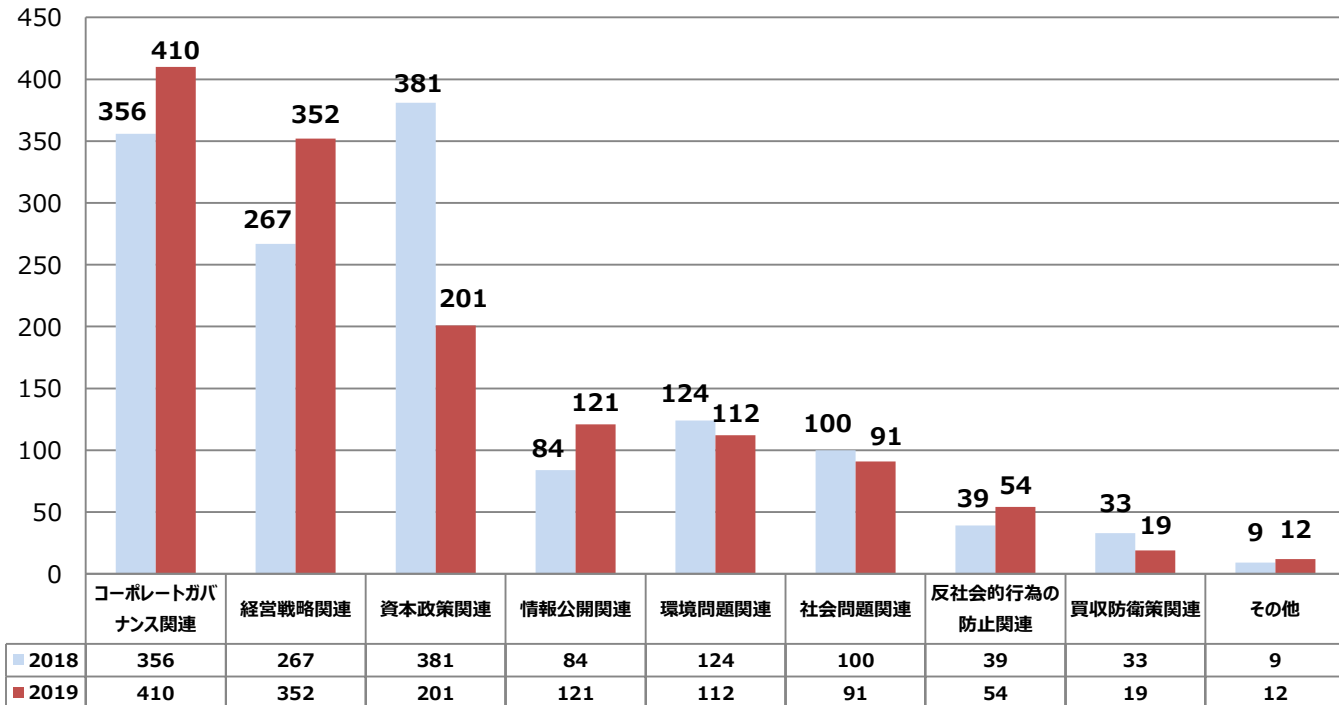
エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞

対象：平成31年4月～令和2年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,372件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



（２）プロセスの自己評価と今後の課題

- ・ エンゲージメント活動を適切に行い、効果を上げるためには、「実施プロセス（実効性）」が重要となります。その過程は運用受託機関の考え方によりそれぞれ異なりますが、各社ともに工夫が見られました。
- ・ また、事後的にエンゲージメント活動の効果や成否の検証を行うことも必要です。都共済が国内株式運用を委託する全ての受託機関において、事後的に「自己評価」が行われていることを確認しています。その「自己評価」の内容を今後のエンゲージメント活動に繋げていくことも重要です。

各社の取組事例は以下のとおりです。

事例	運用受託機関の取組
事例 1 (自己評価)	面談時は、事実認識の共有に始まり、様々な角度の議題で企業との対話を行い、成果をモニターするアプローチをとっており、具体的なエンゲージメント事例も踏まえ、実効性があると評価した。
事例 2 (自己評価)	コーポレート・アクションの成果としての企業価値向上実現までには経済環境や時間といった様々な要素が絡むことから、対話の継続性とそのモニタリングが必要であると考えている。
事例 3 (自己評価)	責任投資委員会および関係部署での情報共有及び意見交換を進め、エンゲージメント活動のPDCAサイクルを強化ための取り組みを継続することが今後の強化ポイントであると認識している。
事例 4 (自己評価)	今後の成果獲得に繋げていくために、保有銘柄だけでなく、全売却を行った企業に対するエンゲージメントの妥当性の検証も継続して行っていく。
事例 5 (今後の検討事項)	ポートフォリオにおけるエンゲージメントの貢献度をどのように示すかを今後の課題として検討しており、学術機関と協働してエンゲージメント効果の分析・検証を進めている。
事例 6 (今後の検討事項)	エンゲージメントの内容が的を射ているかを絶えず顧み、また少数株主の立場で経営を監督する社外取締役の役割の重要性を踏まえて、社外取締役との対話を強化していきたい。

(3) 特徴的な取組み

各運用受託機関では、議決権行使やエンゲージメント活動の効果を高めるために様々な特徴的な取組を行っております。その一部を紹介します。

各社の取組は以下のとおりです。

ポートフォリオマネージャー自らが積極的にエンゲージメントに参加することで、投資判断とエンゲージメント活動がより密に連動する運営体制を取っている。

コロナ禍におけるスチュワードシップ活動について、改めて見直しを行い、これまで対面で行っていた面談を電話やWeb会議に変更する等して柔軟な対応を行っている。

ESG専門の担当者を配置し、各セクターアナリストと協業してエンゲージメントを行うことで、より効率的な企業価値の向上に繋がっている。

（４）対話内容と成果（国内株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例を一部紹介いたします。

業種/ 対話テーマ	機械 <コーポレートガバナンスに関する対話>
対話内容	議決権行使の適時性確保の観点から、取締役の任期の長さについて言及。また政策保有株式について、株主資本に対して占める比率が15%に及んでいる状況はバランスシートの観点からも不適切であることを指摘した。

達成状況

昨年の株主総会において、取締役の任期を1年に変更することを発表。また政策保有株式の売却を行い、株主資本に対する割合も15%から10%程度にまで低下した。

自己評価

複数年に渡り、粘り強く改善を求めたことで、具体的な変化をもたらすことができたと考える。

業種/ 対話テーマ	医薬品 <（ESGのS）社会に関する対話>
対話内容	感染症を重点領域の1つにしているにもかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応が同業他社比で遅れていることを指摘。

達成状況

対話後に新型コロナウイルス感染の診断方法に関する業務提携、ワクチン開発の進捗など、積極的で質の高い取り組みを相次いで対外公表を行っている。

自己評価

企業担当者とは長年に及ぶ醸成された信頼関係があったことで速やかなエンゲージメントを実施でき、目標の達成に繋がった。

業種/ 対話テーマ	化学 < (ESGのE) 環境に関する対話 >
対話内容	業態からCO2排出量が多く気候変動問題への対応が必要であることを指摘。具体的には環境指針の策定とパリ協定を遵守した目標値の設定を提案。

達成状況

2030年度までに温室効果ガスを17%削減、2050年までに80%削減の数値目標を設定した環境指針の公表を行った。またTCFD（気候変動がもたらすリスクや機会の財務的影響を把握し、開示すること）への賛同の表明も行った。

自己評価

中長期目標の設定は評価できるが、パリ協定の目標ラインには届いていないため、引き続き働きかけを継続していく。

業種/ 対話テーマ	卸売業 < 経営戦略に関する対話 >
対話内容	上場子会社の資本効率の改善を提案。また少数株主の利益保護、親会社との利益相反を防ぐ観点から、親子上場問題への対応を指摘した。

達成状況

昨年、上場子会社に対して株式公開買い付けを行い100%子会社化の方針を公表。今後は子会社化した企業と共にグループ全体の総合力を活かした新たなビジネスモデルの創出を目指すとの発表を行った。

自己評価

親会社だけでなく、子会社の担当者に対してもアナリストが継続的にエンゲージメントを行い、社内で連携をすることで目標の達成に繋がった。

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

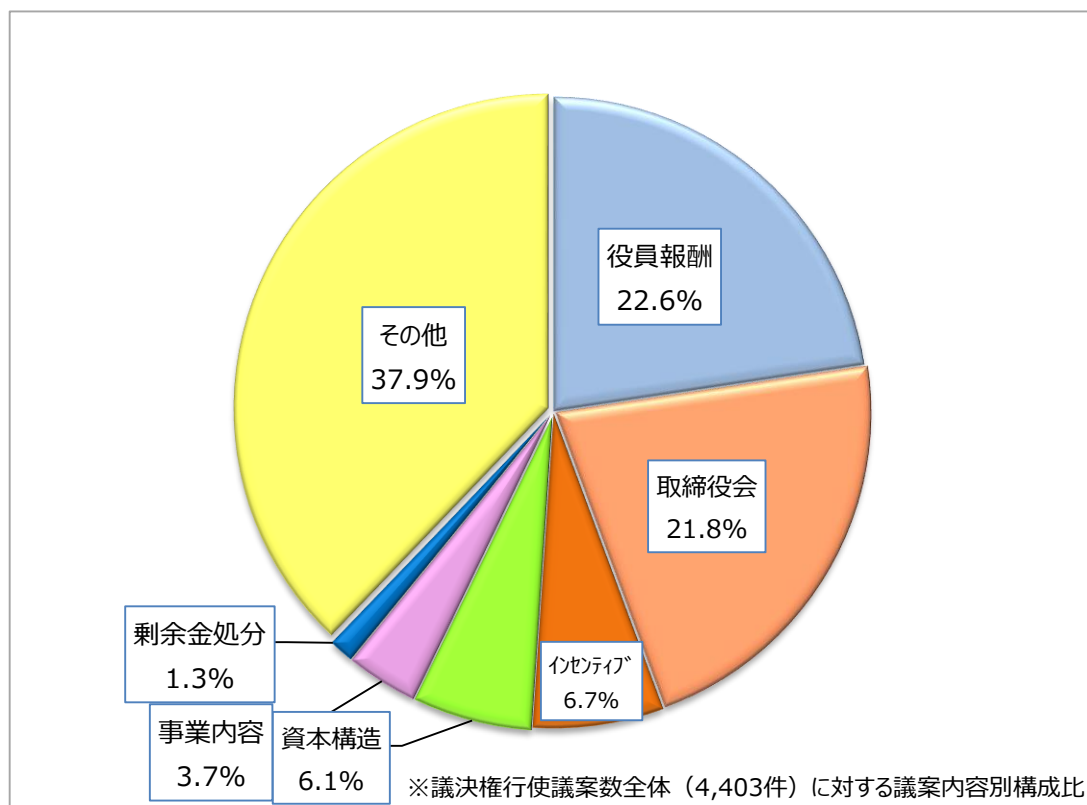
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、平成31年4月～令和2年3月に決算を迎えた企業延べ967社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ4,403議案でした。

全4,403議案のうち、反対行使は543議案、反対比率は12.3%（前年度比-1.1ポイント）でした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付積立金） 対象：平成31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
		構成比		比率		比率
総計	4,403	100.0%	3,860	87.7%	543	12.3%
うち会社提案に関するもの	3,842	87.3%	3,510	91.4%	332	8.6%
うち株主提案に関するもの	561	12.7%	350	62.4%	211	37.6%
内訳	4,403	100.0%	3,860	87.7%	543	12.3%
取締役会・取締役に関する議案	958	21.8%	842	87.9%	116	12.1%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-
役員報酬等に関する議案	996	22.6%	880	88.4%	116	11.6%
剰余金の処分に関する議案	56	1.3%	56	100.0%	0	-
資本構造に関する議案	270	6.1%	233	86.3%	37	13.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	30	0.7%	28	93.3%	2	6.7%
うち増減資に関するもの	124	2.8%	90	72.6%	34	27.4%
うち第三者割当に関するもの	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	77	1.7%	77	100.0%	0	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	162	3.7%	125	77.2%	37	22.8%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	294	6.7%	251	85.4%	43	14.6%
その他議案	1,667	37.9%	1,473	88.4%	194	11.6%

厚生年金保険給付組合積立金 議案内容別構成比



② 経過的長期給付組合積立金

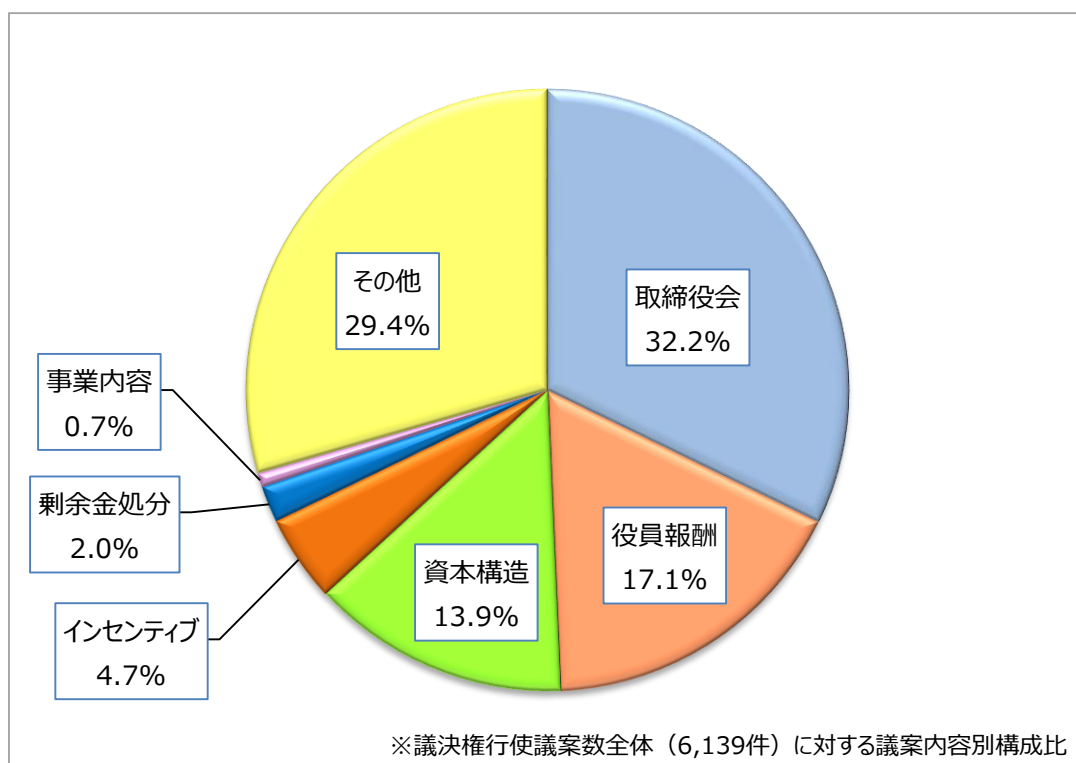
経過的長期給付調整積立では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、平成31年4月～令和2年3月に決算を迎えた企業延べ945社に対して、株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ6,139議案でした。

全6,139議案のうち、反対行使は541議案、反対比率は8.8%（前年度比-0.1ポイント）でした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金）
対象：平成31年4月～令和2年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
		構成比		比率		比率
総計	6,139	100.0%	5,598	91.2%	541	8.8%
うち会社提案に関するもの	5,690	92.7%	5,335	93.8%	355	6.2%
うち株主提案に関するもの	449	7.3%	263	58.6%	186	41.4%
内訳	6,139	100.0%	5,598	91.2%	541	8.8%
取締役会・取締役に関する議案	1,977	32.2%	1,822	92.2%	155	7.8%
監査役会・監査役に関する議案	1	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
役員報酬等に関する議案	1,050	17.1%	929	88.5%	121	11.5%
剰余金の処分に関する議案	122	2.0%	122	100.0%	0	0.0%
資本構造に関する議案	851	13.9%	789	92.7%	62	7.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	161	2.6%	158	98.1%	3	1.9%
うち増減資に関するもの	402	6.5%	367	91.3%	35	8.7%
うち第三者割当に関するもの	1	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	188	3.1%	188	100.0%	0	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	45	0.7%	44	97.8%	1	2.2%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	286	4.7%	245	85.7%	41	14.3%
その他議案	1,807	29.4%	1,647	91.1%	160	8.9%

経過的長期給付組合積立金 議案内容別構成比



（２）議案内容毎の行使事例（外国株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役の独立性やポストの兼務に関する議案が主なテーマとなっています。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 社外取締役の独立性が不十分であるため
- ◆ 取締役の兼職が多いため
- ◆ 取締役会への出席率が低かったため
- ◆ 複数種類株式構造の解消に向けた働きかけを行わなかったため
- ◆ 株主からの低い支持にもかかわらず、十分な対応を行わなかったため

② 監査役会・監査役に関する議案

反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 独立監査役が一定比率以下となり、監査役会の独立性が損なわれると判断したため

③ 役員報酬等に関する議案

報酬額の妥当性判断や報酬に関する情報開示についての反対行使事例が目立ちました。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆ 報酬に関する開示内容が不十分なため
- ◆ 業績連動性が不十分であり、適切なインセンティブが働きにくいと判断したため
- ◆ 酬金額が同業他社比で過大であったため
- ◆ 報酬総額の受け取り方式について疑義があったため

④ 資本構造に関する議案

株式発行に関する議案が主な内容となっています。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆増資規模が過大であったため
- ◆新株発行権限を取締役に授権する期間が長すぎるため
- ◆新株引受権の無い証券の発行に関して、株式の希薄化懸念があったため

⑤ 事業内容の変更等に関する議案

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆議決権構造が複雑で見直しが必要なため
- ◆株式交換における経営統合に関して疑義があったため

⑥ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

報酬額そのものに対する反対行使事例が散見されました。
主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆報酬額がセクター内比較や市場慣行と乖離し過大であるため
- ◆固定報酬の割合が増し、業績連動性を欠くと判断したため
- ◆業績目標が設定されていないため

⑦ その他議案

主な反対行使の事例は以下の通りです。

- ◆会計監査人への非監査報酬が過大であったため
- ◆複数の議案とすべき内容がまとめられているため
- ◆TOBに係る既存株主の権利放棄に関する議案について疑義があったため

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

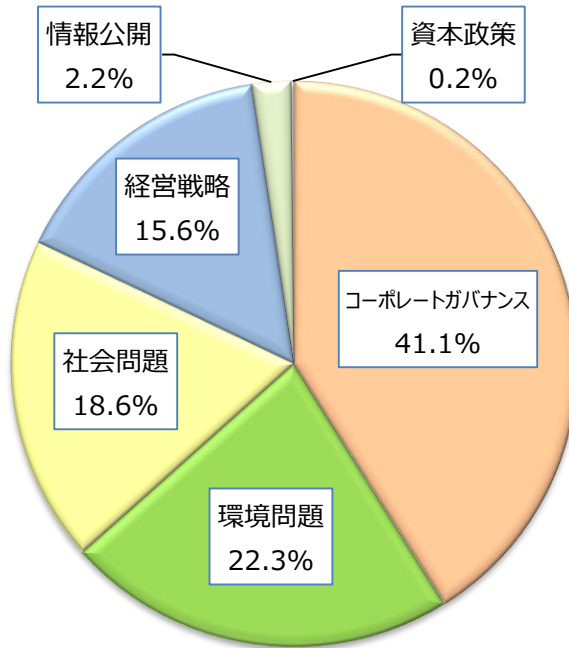
・ 厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ517社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,845件で前年度から+43.1%と大きく増加しました。

・ エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が758件と全体の41.1%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成31年4月～令和2年3月）

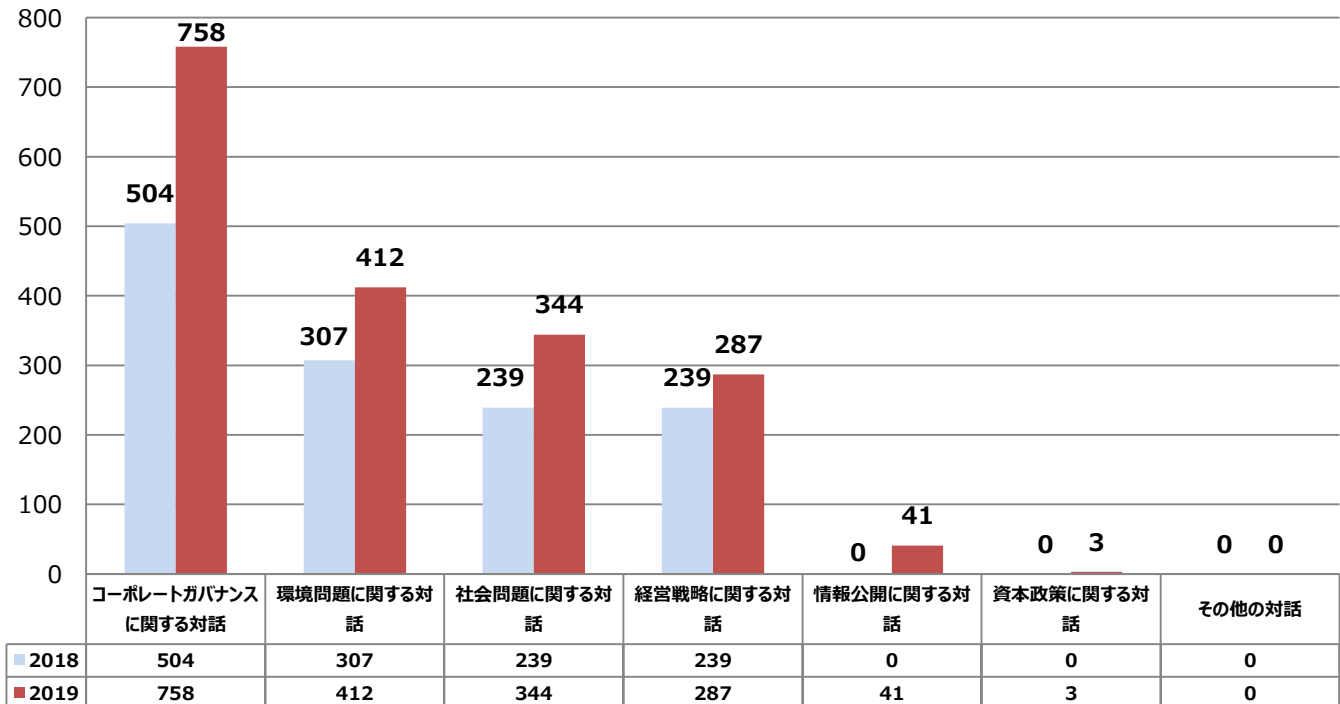
対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			対話	比率
コーポレートガバナンスに関する対話	758	41.1%	0	0.0%
経営戦略に関する対話	287	15.6%	0	0.0%
環境問題に関する対話	412	22.3%	0	0.0%
資本政策に関する対話	3	0.2%	0	0.0%
社会問題に関する対話	344	18.6%	0	0.0%
情報公開に関する対話	41	2.2%	0	0.0%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,845	100.0%	0	0.0%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：平成31年4月～令和2年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,845件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



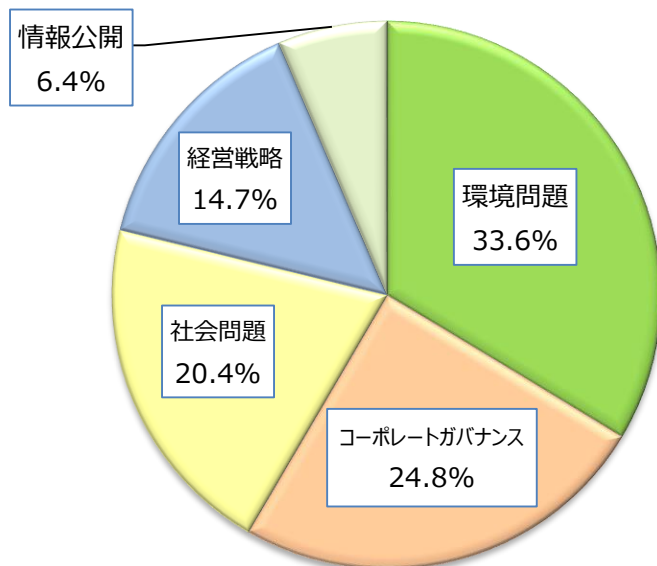
② 経過的長期給付組合積立金

- ・ 経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ220社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ529件で前年度から+69.0%と大きく増加しました。
- ・ エンゲージメントの主な内容として、環境問題に関する対話が178件と全体の33.6%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：平成31年4月～令和2年3月）

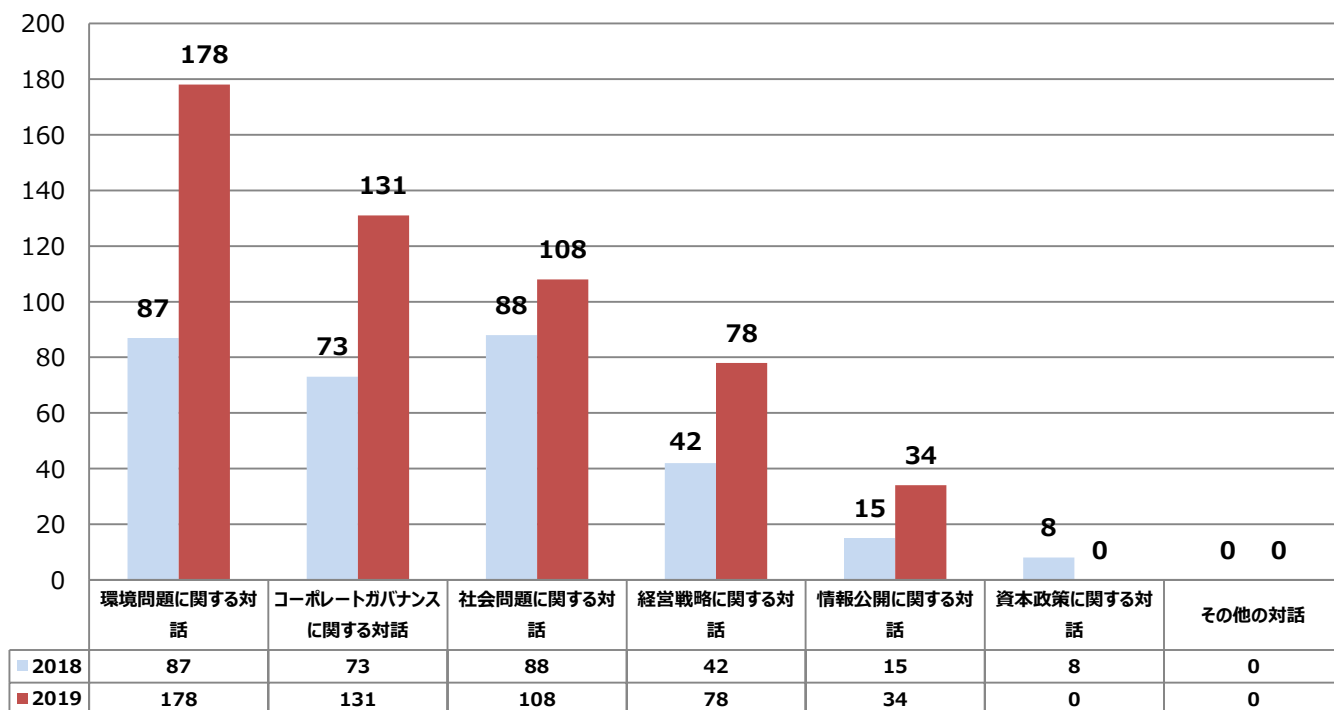
対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			対話	比率
コーポレートガバナンスに関する対話	131	24.8%	1	0.8%
経営戦略に関する対話	78	14.7%	0	0.0%
環境問題に関する対話	178	33.6%	16	9.0%
資本政策に関する対話	0	0.0%	0	0.0%
社会問題に関する対話	108	20.4%	13	12.0%
情報公開に関する対話	34	6.4%	2	5.9%
その他の対話	0	0.0%	0	0.0%
総計	529	100.0%	32	6.0%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞ 対象：平成31年4月～令和2年3月



※エンゲージメント活動件数全体（529件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



（２）対話内容と成果（外国株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例を一部紹介いたします。

業種/ 対話テーマ	情報通信業 < (ESGのS)社会に関する対話>
対話内容	新型コロナウイルスの感染拡大という危機的状況を受けて、リモートワークや従業員の健康、コミュニティへの関与など企業の社会的責任について議論を行った。

達成状況

従業員に対して独自の緊急応答のアプリケーションを立上げ、従業員の身体的なケアだけでなくメンタルヘルスもサポートしていることを確認。また同社は多額の資本を投じて、病院スタッフや貧しい人々、医療研究者に対して支援も行った。

自己評価

エンゲージメントを深める中で、同社が危機的状況において企業の社会的責任を果たすべく行動を取っていることが確認できた。

業種/ 対話テーマ	電気・ガス業 < (ESGのE) 環境に関する対話>
対話内容	大量の温室効果ガスを排出する石炭火力発電事業の見直しと再生エネルギー開発促進、TCFD（気候変動がもたらすリスクや機会の財務的影響を把握し、開示すること）の枠組みに基づいた開示を求めた。

達成状況

エンゲージメント後にグループ関連企業を含めて、気候変動問題への対応方針を策定し、TCFDの枠組みを活用して行うことを投資家向けレターにて確認。

自己評価

一定の成果は見られたが、石炭火力発電事業に関する経営方針には変化が見られなかったため引き続き働きかけを行う。

業種/ 対話テーマ	石油・ガス < (ESGのS) 社会に関する対話 >
対話内容	取締役会の多様性、特にジェンダーダイバーシティ（取締役会における女性比率の低さ）についての更なる改善を提案。

達成状況

昨年5月に新たに女性取締役を1名選任した。今後も取締役会の多様性については、取り組んで行く方針を示した。

自己評価

グローバルエンゲージメント体制の強化によって、継続的に内容を確認し更なる改善を促す対話が可能となったことで成果に繋がった。

業種/ 対話テーマ	情報・通信業 < (ESGのG) ガバナンスに関する対話 >
対話内容	株主権利を制限する同社のガバナンス慣行を指摘。株主との対話を適切に行うこと、株主が本来持つ権利の確保の必要性を強く提案した。

達成状況

エンゲージメントにおける批判を受け、昨年同社は一定の保有比率を有する株主に対して取締役選任の提案を行う権利を付与する仕組みを採用した。

自己評価

一定の進捗は見られるが、引き続き、株主権利の向上に向け検討を行うように促していく。

6 令和2年度の取り組みの総括

(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

国内株式

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

議決権行使の妥当性評価については、独立した外部の機関による検証を実施している運用受託機関も多数見られ、利益相反の徹底や今後の活動の向上に努めていることが確認できました。

エンゲージメントについて

コロナ禍において、企業側とのアプローチが図りにくい中、オンライン環境によるリモートでの面談等、工夫をしながらエンゲージメント行う事例が多数見られました。

また、ESGに関連するエンゲージメントに関しては、ESG専門の担当者を配置し、各セクターアナリストと連携しながら対応するといった取り組みが複数の運用機関において行われており、その重要性が増しています。

外国株式

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

また海外でのスチュワードシップ活動強化のために、新たに現地法人を設立し業務を開始した国内の運用受託機関も見られました。

エンゲージメントについて

海外においても新型コロナウイルスが猛威を振るう中、それに関連したエンゲージメントが散見されました。いくつかの事例においては、既に一定の成果に繋がっております。

また運用受託機関の1社において、今年度よりエンゲージメントの体制を変更し強化したおかげで、報告件数の増加や内容の充実につながるのと同時に、都共済全体のスチュワードシップ活動の向上にもなりました。

(2) 日本版スチュワードシップ・コード（再改訂版）について

都共済は、令和2年9月25日に日本版スチュワードシップ・コード（令和2年3月24日再改訂）の各原則を受け入れる旨の表明を行いました。

受け入れ表明の主な改正概要は以下の通りです。

項目	内容
(1)全体に関わる論点	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ(ESG要素含む)の考慮 ・上場株式以外の資産に投資する際のコード適用の検討
(2)運用機関	<ul style="list-style-type: none"> ・重要議案（利益相反関連）における理由公表の確認 ・議決権行使助言会社の活用方法の確認
(3)議決権行使助言会社	<ul style="list-style-type: none"> ・助言策定プロセスの透明性の確保や議決権行使結果の公表の確認
(4)機関投資家向けサービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・年金コンサルタントのスチュワードシップ・コードへの対応状況の確認

※受け入れ表明の全文につきましては、P.39～「8 資料集」をご覧ください。

7 今後の取り組み

都共済は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

<コード再改訂の 受け入れ表明を踏まえて>

今年度に改訂を行った、受け入れ表明の内容を考慮しつつ、都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、必要に応じて適宜、改定の検討を行います。

<他の公的年金との連携>

スチュワードシップ活動の効率を高め、より成熟した活動としていくために、地方公務員共済組合連合会や他の公的年金等と積極的な意見交換や連携強化に努めていきます。

<効果的なモニタリング>

コロナ禍において、より効果的なモニタリング方法を模索すると共に、運用受託機関のスチュワードシップ活動に対して、より深く連携していくことで、共同して活動の効果を高めて行きます。

8 資料集

(1) スチュワードシップ活動に関する方針

平成26年 8月25日制定
平成29年11月30日改正
令和 2年 9月25日最終改正

① 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コード（令和2年3月24日再改訂）の各原則を受け入れる旨を表明する。

なお、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たす観点から、日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取り組みを可能な範囲で実施していく。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要がある。
- その際、市場全体に幅広く投資を行っているという特徴から、長期的に必要な利回りを確保するには、市場全体の持続的・安定的成長を促す必要がある。
- また、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えている。
- このような考えのもと、都共済は、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、運用受託機関との契約にあたって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示している。
- サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかという観点については、運用受託機関に対し、運用戦略に応じて検討を行った上で方針を明確に示すことを求めている。
- 都共済は、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、上記都共済の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点をおいたモニタリングを実施していく。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、議決権行使等を直接行わず、運用受託機関を通じて行うこととしている。
- 都共済は、運用受託機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に定めて公表している。
- 都共済は、報告やヒアリングを通じて、運用受託機関において適切なガバナンス体制が構築されているかとともに、利益相反の発生が的確に回避されているかどうかをモニタリングしている。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求め、その状況について、定期的にモニタリングを行っている。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 都共済は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、運用受託機関によるエンゲージメントの実施状況を把握している。
- 都共済は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めている。
- なお、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と総合的で、これらの目的に結び付くものとなるよう意識することを求めている。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 都共済は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長のために、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしている。
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果については、運用受託機関に公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めている。
- また、議決権の行使結果を公表する際には、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由の公表を求めている。
- 運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には助言策定プロセスを踏まえて利用するように求めるとともに、議決権行使の結果の公表に合わせて、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するように求めている。
- 都共済は、運用受託機関による議決権行使について、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」又は「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に沿った行使がされているかどうかモニタリングすることを通じて、運用受託機関の実施状況を把握している。また、把握した議決権行使の結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 都共済は、スチュワードシップ活動について、運用実績等に係る年次報告書（運用報告書）や組合員向けの広報誌での報告に加え、スチュワードシップ活動に特化した年次報告書を公表し、これらをホームページにおいて随時閲覧できるようにしている。
- 「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」についてもホームページで随時参照することが可能となっている。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 都共済は、本コードの各原則の実施状況を定期的にレビューし、将来のスチュワードシップ活動がより適切になるように努めている。
- このため、都共済は、スチュワードシップ活動のためのノウハウの蓄積や人材育成に取り組む。また、運用受託機関に対しても、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるとともに、スチュワードシップ活動の実効性の向上に向けて工夫と改善を図ることを求めている。

原則8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 都共済がスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者を採用する際は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を確認していく。

②東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則 (抜粋)

平成26年 8月25日制定
平成27年10月 1日改定

1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

（1）組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

さらに、組合は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

平成27年10月 1日制定
平成30年 7月19日改定

③ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針 (抜粋)

※「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」も同じ内容になります

Ⅱ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使する。組合が個別に行使の指図を行う場合には、組合は、受託機関が当該指図に従い行使するよう指示するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、組合は、受託機関に対し、組合の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、組合の制定する株主議決権行使ガイドラインに則って行使させる。また、組合は受託機関に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

また、組合は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

*全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (国内株式) (抜粋)

平成26年 8月25日制定
平成30年 3月 1日改定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（国内株式）（以下「国内株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、この国内株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。都共済はまた、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保すべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で、統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、その企業に即したより適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

受託者責任の観点から判断を明確にすることが望ましいこと及び法的効果として実質的に変わらないことに鑑み、具体的な議決権行使において、「棄権」や「白紙委任」は原則として採らないものとする。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとする。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (外国株式) (抜粋)

平成30年 3月 1日制定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「外国株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当分の間、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの外国株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、都共済は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

都共済は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての都共済が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が實際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

(2) 令和2年度 スチュワードシップ活動に関する質問票

① 国内株式

No.	報告内容
【スチュワードシップ活動全般について】	
Q1	①日本版スチュワードシップ・コードの受入表明・スチュワードシップ活動の方針、②スチュワードシップ活動の自己評価をファイルで添付してください。 ※受入表明・活動方針について、前年度からの変更点に加えて、今後変更を検討している点があれば、変更内容と理由をご回答ください。 また、日本版スチュワードシップ・コードの原則・指針のうち、実施していない原則・指針がある場合は、③その原則・指針の内容と④実施しない理由をご回答ください。 ⑤令和2年3月24日に改訂されたスチュワードシップ・コードの受入状況についてご回答ください。
Q2	スチュワードシップ責任を果たすにあつての体制等（①スチュワードシップ活動統括会議体、②議決権行使関連会議体、③エンゲージメント関連会議体、④スチュワードシップ活動専門部署、⑤議決権行使担当部署、⑥エンゲージメント担当部署）について、各々次の内容をご回答ください（①・②・③：会議体の有無、構成、議長、役割、構成メンバーのスキル、本年度の具体的な審議内容、④：専門部署の有無、人数、経験年数、⑤・⑥：構成メンバー、人数、経験年数）。 また、⑦体制等に関する自己評価と⑧今後の見直し検討事項についてもご回答ください。
Q3	スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針・プロセス（①利益相反管理方針・規定の制定の有無、②利益相反が生じ得る内容として管理している具体的状況、③利益相反管理の対象とする企業を特定している場合の対象企業、④利益相反の管理体制、⑤利益相反の管理方法）について、具体的にご回答ください。
Q4	東京都職員共済組合（以下、都共済）のスチュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
【議決権行使について】	
Q5	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q6	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。 また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。
Q7	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準（以下「口座基準」という。）について、ご回答ください。
Q8	貴社の議決権行使プロセスにおける①都共済の株主議決権行使ガイドライン（都共済ガイドライン）を遵守するためのプロセス、②企業の実況に即した（機械的ではない。）議決権行使を行うためのプロセスについてご回答ください。 また、③上記①・②の議決権行使プロセスに関する自己評価と④上記①・②の議決権行使プロセスにおける今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的にご回答ください。
Q9	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。 また、③個別議案の行使に係る助言を受けている場合は、助言内容の検証実施の有無と検証方法、④サービス利用時に貴社が認識した議決権行使助言会社の課題、についてもご回答ください。
Q10	議決権行使案または議決権行使結果の検証について①検証する内容、②検証する主体をご回答ください。また、③議決権行使案または議決権行使結果の検証に関する自己評価と④今後の見直し検討事項についてもご回答ください。
Q11	口座基準の検証について、①検証する内容、②検証する主体をご回答ください。また、③口座基準に関する自己評価と④今後の見直し検討事項についてもご回答ください。
Q12	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用に関する本年度の具体的事例を3件ご回答ください。3件のうち、エンゲージメントを踏まえて議決権行使を行った事例を最低1件、議決権行使結果を企業にフィードバックした事例を最低1件ご回答ください。なお、企業へのエンゲージメントを踏まえて都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、当該事例もご回答ください。
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q13	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的にご回答ください。 また、②反社会的行為として認識するための基準について具体的にご回答ください。
Q14	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙してください。また、反社会的行為認識後における当該企業の監査役等との対話の有無をご回答ください。 ※監査役等には、監査役、監査委員および監査等委員である取締役を含みます。
【エンゲージメントについて】	
Q15	貴社当該ファンドにおける①エンゲージメントの目的・方針を具体的にご回答ください。 併せて、②対話におけるサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する課題の考慮の目的・方法についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、③当該取組の内容をご回答ください。
Q16	政策保有株式に関するエンゲージメントについて、①政策保有株式に関するエンゲージメントの考え方（方針）、②投資先企業と政策保有株式に関する対話を実施したことによる成果、③政策保有株式に関する対話を行う上での課題、④政策保有株式に関する対話の課題への貴社対応方針、についてご回答ください。
Q17	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメント実施プロセス（①エンゲージメント対象企業群とその選定基準、②対話における課題の選定方法、③対話目標、④進捗管理方法と進捗を管理する主体、⑤効果測定方法）について、具体的にご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的にご回答ください。
Q18	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している目的についてご回答ください。
Q19	①貴社が本年度実施したエンゲージメントの効果測定結果について、具体的にご回答ください。（貴社のエンゲージメントプロセスにおける対話の効果測定方法に基づく検証結果をご記載ください。） また、②効果測定の結果を踏まえたエンゲージメントプロセスの自己評価（含む課題）をご回答ください。（同プロセスが投資先企業の企業価値向上に資するものであるかという観点でご回答ください） 加えて、③自己評価（含む課題）を踏まえたエンゲージメントプロセスにおける今後の改善・見直し検討事項について、ご回答ください。
Q20	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメントのうち、貴社のエンゲージメントプロセスの特徴・強みが発揮されたと考えられる具体的事例を、回答欄の項目に基づき5件ご回答ください（ESGに関する事例を少なくとも2件含めてください。）「企業との対話内容」は、企業との対話場面・相手・内容・企業の反応やそれに対する貴社対応等を含めてご回答ください。 また、対話目標の達成状況、成果に結び付いた貴社エンゲージメント体制・プロセスの特徴・強みについてご回答ください。対話目標が達成できていない場合は今後の対応方針についてもご回答ください。
Q21	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください（対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスを含めません。）
Q22	議決権行使・エンゲージメント等のスチュワードシップ活動において、貴社当該ファンドにおいて特筆（アピール）する点をご回答ください。

② 外国株式

No.	報告内容
【スチュワードシップ活動全般について】	
Q1	スチュワードシップ責任を果たすにあたっての①方針、体制等（②スチュワードシップ活動統括会議体、③議決権行使関連会議体、④エンゲージメント関連会議体、⑤スチュワードシップ活動専門部署、⑥議決権行使担当部署、⑦エンゲージメント担当部署）について、各々次の内容をご回答ください（②・③・④：会議体の有無、構成、議長、役割、構成メンバーのスキル、本年度の具体的な審議内容、⑤：専門部署の有無、人数、経験年数、⑥・⑦：構成メンバー、人数、経験年数）。 また、⑥体制等に関する自己評価と⑨今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※①方針については、別ファイルでご提出ください。また、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果の公表有無をご回答ください。
Q2	スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針・プロセス（①利益相反管理方針・規定の制定の有無、②利益相反が生じ得る内容として管理している具体的状況、③利益相反管理の対象とする企業を特定している場合の対象企業、④利益相反の管理体制、⑤利益相反の管理方法）について、具体的にご回答ください。
Q3	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先のスチュワードシップ活動のモニタリングについて、①モニタリングする内容、②モニタリングする主体、③モニタリング結果を踏まえた今後の見直し検討事項をご回答ください。
Q4	東京都職員共済組合（以下、都共済）のスチュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。
【議決権行使について】	
Q5	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q6	貴社の直近の議決権行使ガイドラインをファイルで添付してください。 また、ガイドライン以外に内規等がある場合、そのファイルも添付してください。
Q7	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準（以下「口座基準」という。）について、ご回答ください。
Q8	貴社の議決権行使プロセスにおける①都共済の株主議決権行使ガイドライン（都共済ガイドライン）を遵守するためのプロセス、②企業の状態に即した（機械的ではない。）議決権行使を行うためのプロセスについてご回答ください。 また、③上記①・②の議決権行使プロセスに関する自己評価と④上記①・②の議決権行使プロセスにおける今後の見直し検討事項についてもご回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的に回答ください。
Q9	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。 また、③個別議案の行使に係る助言を受けている場合は、助言内容の検証実施の有無と検証方法、④サービス利用時に貴社が認識した議決権行使助言会社の課題、についてもご回答ください。
Q10	議決権行使案または議決権行使結果の検証について①検証する内容、②検証する主体をご回答ください。また、③議決権行使案または議決権行使結果の検証に関する自己評価と④今後の見直し検討事項についてもご回答ください。
Q11	口座基準の検証について、①検証する内容、②検証する主体をご回答ください。また、③口座基準に関する自己評価と④今後の見直し検討事項についてもご回答ください。
Q12	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用に関する本年度の具体的事例を3件ご回答ください。3件のうち、エンゲージメントを踏まえて議決権行使を行った事例を最低1件、議決権行使結果を企業にフィードバックした事例を最低1件ご回答ください。なお、企業へのエンゲージメントを踏まえて都共済ガイドラインの原則と異なる議決権行使を行った事例があれば、当該事例もご回答ください。
Q13	都共済委託口座において、議決権行使対象国としているにも関わらず不行使とした議案があれば、該当する企業名と不行使となった理由をご回答ください。 ※該当する全企業の実例を列挙して下さい。
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q14	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的に回答ください。 また、②反社会的行為として認識するための基準について具体的に回答ください。
Q15	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の実例を列挙してください。
【エンゲージメントについて】	
Q16	貴社当該ファンドにおける①エンゲージメントの目的・方針を具体的に回答ください。 併せて、②対話におけるサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する課題の考慮の目的・方法についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体への働き掛けを行っている場合、③当該取組の内容をご回答ください。
Q17	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメント実施プロセス（①エンゲージメント対象企業群とその選定基準、②対話における課題の選定方法、③対話目標、④進捗管理方法と進捗を管理する主体、⑤効果測定方法）について、具体的に回答ください。 ※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的に回答ください。
Q18	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容、③利用している目的についてご回答ください。
Q19	①貴社が本年度実施したエンゲージメントの効果測定結果について、具体的に回答ください。（貴社のエンゲージメントプロセスにおける対話の効果測定方法に基づく検証結果をご記載ください。） また、②効果測定の結果を踏まえたエンゲージメントプロセスの自己評価（含む課題）をご回答ください。（同プロセスが投資先企業の企業価値向上に資するものであるかという観点でご回答ください） 加えて、③自己評価（含む課題）を踏まえたエンゲージメントプロセスにおける今後の改善・見直し検討事項について、ご回答ください。
Q20	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメントのうち、貴社のエンゲージメントプロセスの特徴・強みが発揮されたと考えられる具体的事例を、回答欄の項目に基づき5件ご回答ください（ESGに関する事例を少なくとも2件含めてください。）「企業との対話内容」は、企業との対話場面・相手・内容・企業の反応やそれに対する貴社対応等を含めてご回答ください。 また、対話目標の達成状況、成果に結び付いた貴社エンゲージメント体制・プロセスの特徴・強みについてご回答ください。対話目標が達成できていない場合は今後の対応方針についてもご回答ください。
Q21	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください（対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません。）
Q22	議決権行使・エンゲージメント等のスチュワードシップ活動において、貴社当該ファンドにおいて特筆（アピール）する点をご回答ください。

交通のご案内



(所在地)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁舎内

- ◆管理部 (第一本庁舎 北塔38階)
- ◆年金保険部 (第一本庁舎 北塔39階)
- ◆事業部 (下記除く) (第一本庁舎 北塔38階)
- ◆事業部 健康増進課 精神保健担当 (第一本庁舎 16階)
- ◆シティ・ホール診療所 (第二本庁舎 17階)

(電車)

- JR「新宿駅」下車 西口から徒歩約10分
- 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」下車

(バス)

- 新宿駅西口 (地下バスのりば) から都営バス
又は京王バス (都庁循環)
「都庁第一本庁舎」、「都庁第二本庁舎」下車
- JR新宿駅西口「新宿駅西口」バス停から「西参道・都庁本庁舎方面」行きの
新宿WEバス乗車、「都庁本庁舎」下車

東京都職員共済組合事務局
令和2年(2020)年度
「スチュワードシップ活動の報告」

<お問い合わせ>

東京都職員共済組合事務局
管理部 財務課 (資金運用担当)
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎 北塔38階

TEL : 03-5320-7312(直通)

FAX : 03-5388-1800

URL : <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>



東京都職員共済組合